

## 町税相続人代表者指定届 兼 固定資産現所有者申告書について

### 「町税相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」とは？

町税の納税義務者がお亡くなりになった場合に、相続人の方に行っていただく「町税相続人代表者の指定の届出」と「固定資産現所有者の申告」の両方の手続を一度に行えるようにした様式のことです。

なお、これらの届出や申告は、町税の課税処理のためのものであり、相続登記及び相続税の申告とは、関係ありません。相続登記については横浜地方法務局西湘二宮支局（電話：0463-70-1102）へ、相続税の申告については被相続人の死亡時における住所地を所轄する税務署へそれぞれお問合せください。

### 町税相続人代表者の指定の届出

納税義務者がお亡くなりになり、相続が生じた場合は、その納税義務が相続人に承継され、お亡くなりになった方にお納めいただくべきであった町税がある場合には、相続人に納めていただくこととなります。（地方税法第9条）

この場合において、お亡くなりになった方の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を定めていただきます。（地方税法第9条の2第1項）

つきましては、相続人の代表者1名を指定し、「町税相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」に必要事項を記入の上、税務課に提出してください。

### 固定資産現所有者の申告

固定資産（土地・家屋）の所有者がお亡くなりになった場合は、相続登記により所有者の名義が変更されるまでの間は、その固定資産を「現に所有している者」（通常は相続人）が納税義務者となります。（地方税法第343条第2項後段）

現所有者に該当する方は、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに、その住所、氏名等を申告していただく必要があります。（大磯町町税条例第24条の3）

つきましては、「町税相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」に必要事項を記入の上、期限までに税務課に提出してください。

**記入に当たっては、裏面の記入例を御参照ください。**

### 【町税に関するお問合せ先】

大磯町 政策総務部 税務課

〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯183番地

電話：0463-61-4100（代表）

町民税・軽自動車税に関するお問合せ・・・町民税係（内線253・254）

固定資産税に関するお問合せ・・・・・・・・・・資産税係（内線255・256）

納付に関するお問合せ・・・・・・・・・・収納係（内線246・249・251・264）

町税相続人代表者指定届 兼 固定資産現所有者申告書

※ この届出(申告)は、相続人(現所有者)全員で協議の上、行ってください。  
※ 相続人(現所有者)欄が足りない場合は、任意の用紙に記入し、この届出書(申告書)に添付してください。

令和〇年 〇月 〇日

大磯町長 殿

届出人(申告者) 住所 中郡大磯町東小磯183番地

※ 原則として代表者が届出(申告) 氏名 大磯 花子

電話番号 0463 - 61 - 4100

被相続人に係る徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者を指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

併せて、地方税法第384条の3の現所有者について、大磯町町税条例第24条の3の規定により申告します。

届出(申告)区分		<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更			
被相続人	亡くなった方の氏名		亡くなった方の住所	死亡年月日		
	ふりがな おおいそ たろう	大磯 太郎	〒255-8555 中郡大磯町東小磯183番地	令和〇年〇月〇日		
相続人(現所有者)	代表者	氏名		住所	続柄	相続分
		ふりがな おおいそ はなこ	大磯 花子	〒255-8555 中郡大磯町東小磯183番地	妻	/
	生年月日 昭和19年 2月 22日	※ 被相続人宛ての納税通知書等の書類を受け取っていただく方を代表者として指定				
	個人番号又は法人番号	2 3				
代表者以外	ふりがな おおいそ 一郎		大磯 一郎	〒255-8555 中郡大磯町東小磯183番地	子	/
	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2				
	※ 個人の方は、12桁の個人番号を右詰めで記入。 ※ 法人にあっては、13桁の法人番号を記入。 番10号				子	/
個人番号又は法人番号		2 1 0 0 0 7 6 5 4 2 2 1	※ 相続人(現所有者)欄は、原則として相続人(現所有者)本人が署名 ※ 署名が困難な場合は、本人の了承を得た場合に限り、代筆可 ※ 相続放棄をした方は、相続人(現所有者)欄への記入を要しない。			/
個人番号又は法人番号		※ 相続分欄は、遺産分割協議が整い、確定している場合のみ記入				
対象とする税目	<input checked="" type="checkbox"/> 町県民税	<input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税	<input type="checkbox"/> 軽自動車税(種別割)			
相続登記の予定	<input type="checkbox"/> 完了済み	<input checked="" type="checkbox"/> 予定有り(令和〇年〇月頃)	<input type="checkbox"/> 当面の間予定無し			
相続放棄の有無	<input type="checkbox"/> 無し	<input checked="" type="checkbox"/> 有り(相続放棄申述受理通知書の写しを添付してください。)				
遺産分割協議	<input checked="" type="checkbox"/> 未了	<input type="checkbox"/> 完了(遺産分割協議書の写しを添付してください。)				

※ この届出(申告)は、相続人(現所有者)全員で協議の上、行ってください。  
 ※ 相続人(現所有者)欄には、相続人(現所有者)本人が署名してください。ただし、署名が困難な場合は、本人の了承を得た場合に限り、代筆することができます。  
 ※ 相続人(現所有者)欄が足りない場合は、任意の用紙に記入し、この届出書(申告書)に添付してください。  
 ※ 遺言により法定相続人以外の方が相続される場合は、遺言書の写し又は遺言書情報証明書の写しを添付してください。  
 ※ 町税の税目ごとに相続人が異なる場合は、税目ごとに届出書を提出してください。  
 ※ この届出(申告)は、町税の課税処理のためのものであり、相続登記及び相続税の申告とは、関係ありません。

※ 固定資産税を対象とする税目とした場合のみ記入